

写

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成18年3月20日から津久井郡津久井町及び同郡相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する。

平成17年7月14日

神奈川県知事

松 沢 成 文

